

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成27年度第4回） 会議録

日時：平成28年1月21日（木）  
午後4時00分～午後6時00分  
場所：柴田町役場 特別会議室（2階）

○第4回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤会長、森副会長、中嶋委員、澤田委員、志子田委員、村山委員、佐藤委員、米竹委員  
（欠席：松川委員）

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、駒板主事

<傍聴者>

0人

1. 開 会

藤原課長補佐： 本日はご出席いただきましてありがとうございます。開会の前に資料を確認いたします。事前に資料を送りましたが、内容は変わっていませんが、再整理したものを配布させていただきました。資料の確認をいたします。次第、資料1、資料1-1から資料1-5までの5種類、資料2、参考資料1、参考資料2、追加意見シートです。よろしいでしょうか。

それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただいまから柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成27年度第4回審議会を開催いたします。現在委員9名のうち8名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会は成立しております。松川委員はどうしても出席できないとご連絡を頂いております。それでは、遠藤会長からご挨拶を頂き引き続き議事進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

遠藤会長： 本日はお寒い中お越しいただきありがとうございます。世の中は今年になって株価が急激に下がっています。様々な要因があるといわれていますが、一つは中国の問題が非常に不透明で、株に投資していた外国人投資家が引いて行ってしまい、中東に戻って行ってしまうということがあります。その中でだれが世界経済を引っ張ってい

くかという問題があります。そういう主役が不在となる中で、日本を含めた西欧諸国と貧困を抱える地域の格差が広がって、民族問題や宗教問題も加えながら、国際的なテロの問題も起こっています。そこで日本経済を見てみると、人口減少の問題があります。特に地方への影響が大きいだろうと言われています。その中で地方の一つの中核都市である柴田町においても、町としての活性化を目指していく中で当然ながら高齢化の問題が立ちはだかります。そこで非常に大事なのは女性の活躍、少子化の中で育っていく小さな子どもたちを少数ながらいかに健全に力強く育てていき、活性化の主役になってもらうということが重要だと思います。そして、このまちづくり基本条例審議会自体が、町の中で色々な審議会等があり、それを横断的に見ていきそれぞれの審議会が機能を高くして、町全体の産業も生活基盤もあらゆる点で活性化していくような審議を促していくことが大事だと思います。その際のポイントが行政運営への住民参加であると思います。なので、本日の審議は非常に重要なものだと思っていますので、事務局が多角的、多面的な資料を準備していただいたので、それをベースに皆様の活発な議論を期待したいと思います。あいさつが長くなりましたが、重要性を強調する意味で冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

### 3. 会議録署名員の指名

遠藤会長： 会議録署名員の指名をしたいと思います。事務局の方で案があったらお願いします。

藤原課長補佐： 前は村山委員と森委員にお願いしましたので、今回は名簿順で佐藤委員と澤田委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

遠藤会長： 異論はございませんでしょうか。ではよろしく願いいたします。

(はい、の声)

### 4. 議 事

遠藤会長： では、議事に入りたいと思います。(1)で行政運営の住民参加について特に審議会等への参加についてという事でございます。事務局から資料の説明をお願い致します。

藤原課長補佐： 前は公募委員の選任方法を中心にご議論いただきました。いずれにしても実際にやってみないとどこを直せばいいのか分からないということもあるし、やってみれば不具合も出てきますので、修正しながら柴田スタイルの登録制度にしていけばいいというご意見などがありました。行政運営の住民参加について特に審議会等への参加について焦点を当てて、その具体的な仕組みとして公募委員候補者登録制度

について議論を重ねてきました。今回はある程度その内容をまとめてみましたので、ご確認をお願いいたします。また、改めてお気づきの点もあるかと思っておりますので、そういった点もお出しいただければと思います。

資料1をご覧ください。事前にお読みいただいていると思っておりますので、かいつまんで説明いたします。はじめに、行政運営への住民参加（審議会等への参加）です。住民の意思をまちづくりに反映させる仕組みを作る。まちづくりにおける住民参加を促進させる。そのような事が町を持続的に発展させる基盤になることから、今回の公募委員候補者登録制度の検討を行ってきました。柴田町のまちづくりにおいては、最も基本となる住民自治によるまちづくり基本条例に基づいておりますので、規定されている条文を改めて載せておりますので確認していただければと思います。この中で波線を付しているものがございます。この部分は今回の登録制度に直接関わってくる部分です。具体的には（3）になりますが、行政運営の透明化とあり、会議は公開を原則、議事の内容の公開などです。次のページをご覧ください。（4）行政運営への参加の促進です。住民等の行政運営への参加を進める、原則として公募枠を設ける、参加の仕組みを検証し、充実していく。ということが規定されています。これらの趣旨を踏まえて公募委員候補者登録制度について話を進めます。

1. 登録制度の意義です。おそらく記載されていない意義もたくさんあると思えます。この審議会で出された意見なども含めて6つに整理いたしました。細かな説明は致しませんが、公募枠を設けないまたは公募しない理由として良く聞くもので、専門性が求められるというものがございます。調査した他の自治体のすべての、公募枠を設けなくていい審議会等の理由に専門性が求められるものというものがあります。町民の中には専門性の高い方ももちろんいらっしゃいますが、専門性を求めるのは公募枠以外でも可能だと思います。公募枠の設定を促す点ということで二つ目の点で、日頃の暮らしを基点とする町民目線、感覚の導入により、専門家目線から出にくい意見への期待という視点は、何でもないような記述ですが意外に重要だと思っておりました。

2. 登録制度の概要です。1) 登録制度の内容、①登録制度のイメージ、資料1-1をご覧ください。登録方法としてはこれまでの検討を踏まえて大きく3つにしました。右上の方からみていきます。当初は行政区の方から地域推薦を取り入れたらどうかという話が出ましたが、それに企業や学校からの推薦もあった方がいいのではという議論もありまして、すべてを一つにまとめて地域等推薦方式としました。真ん中が登録制度の核の無作為抽出方式です。左が個別申出です。これは、登録簿が作成された後に本人の申し出があれば随時登録していくというものです。この3つの方法で登録簿に登録をしていくという事になります。下の方にいきます。登録簿に登録されている候補者が公募枠がある審議会に就任していきます。これはあくまで公募枠という事です。これが登録制度のイメージになります。

資料1-2をご覧ください。登録制度概要（フロー）です。流れだけですので、詳細な説明は割愛いたします。具体的な方法は資料1-3に記載しています。公募委員候補者登録簿登録・更新（案）となっております。一つ目無作為抽出方法です。抽出数は1000人、抽出方法は男女比を考えながら18歳から79歳まで括弧書

きで書かれている割合を想定していました。登録内容はアンケートで詳しい登録内容は聞きとらないで、後日公募委員候補者登録同意書を送り、興味のある分野などについて聞きとるとした方がいいのではないかと考えていました。興味のある分野を登録する方もいると思います。参考までに第一希望を聞きとるようにした方がいいのではないかと考えております。ただ、この第一希望は就任依頼の声かけの順番には影響しないというように現時点ではしております。次に地域等推薦方法です。行政区長推薦は当初から各行政区1名以上依頼というようにしていました。行政区ごと人口差があるという問題はありましたが、地域の事情もあります当初は1名以上として、42行政区ございますので、42名は登録していただけないという迷惑がございます。企業・大学推薦は考え方は同じです。人数設定はせず依頼をすることになります。企業の方では、社員の方が委員になった場合の会の出席について考慮していただくよう合わせてお願いすることになります。右側に点線で囲っている部分は思いつきなのですが、企業推薦や大学推薦で登録簿に登録し、委員に就任した場合企業や大学にインセンティブがあることが望ましいということなのですが、就任した本人にとってメリットがある形を作れないかという事なのですが、例えば仙台大学の学生が委員に就任したら単位を与えたり、企業の場合は人事評価の対象に加えるなどのメリットを作れないかという事です。会社側のメリットも考えられると思います。社員が町の審議会の委員になるという事は、会社の社会貢献活動の実績として認められるのではないかと考えていました。想像しすぎかもしれませんがそういうインセンティブ作りもできるのではないかと考えていました。次に、随時登録方法です。今後登録簿による選任が主になった場合、登録していないものの就任する機会がかなり限られてしまうので、本人の申請があればいつでも登録できるという事にしました。その下で、登録簿更新方法です。登録簿の期間は2年間で、登録内容の変更削除は更新時に行います。登録期間でも本人の申し出があれば、変更や削除ができるという事にしています。※印のところですが、登録簿から削除された場合でも、委員に就任中の方は委員の任期まで務めてもらうということになります。次に追加登録方法です。先ほどのフローにもありましたが、要するに無作為抽出方法や地域等推薦方法を更新時にももう一度行うということです。手法としては同じですが、実際に登録している登録人数や内容、地域の状況などにより依頼の人数や方法が変わると思われるので、状況を見て更新時は行うというイメージでした。裏面をご覧ください。公募委員候補者登録簿からの選任(案)です。登録簿の開示方法はこのようになりますが、※印のところ、必要性・妥当性がある場合は男女別での名簿を提供できるという事にしております。行政は基本的に平等に選ぶという原則がございます。恣意的に選ぶのを避けたいという事もあるので、男性・女性だけの名簿で選任するというのは注意が必要だと思います。ただ、具体的にどのように注意するのかという点についてはこれから整理することになります。次に就任依頼方法です。原則として電話、FAX、郵送によることにします。例えば電話と郵送を組み合わせることもできるということも考えられます。※印のところ、面接・面談は説明や意見交換のためだけにするという事にしました。できるだけ客観的に判断をするためにこのような形にしましたが、意見の中では面接

をするべきではないかというのをございしましたが、現時点ではこのような形にまとめさせていただきました。次に一般公募の関係です。公募委員候補者登録制度によって必要数が集まらなかった場合、その一部または全部を公募により募集するという事にしておりました。必ず公募枠の人数が集まらなければ一般公募をしなくてはならないのかということもございます。例えば、集まらなくても一般公募をしなくてもいいというケースも想定できるのではないかと思います。それは、公募枠は規定では3人で登録簿から2人を選任したとすると、もう1人を一般公募するという流れになりますが、公募枠が3人以内というような規定になっているとすると1人空きがあるけど3人以内だから2人で十分となる場合も想定していました。下の方に書かれているのは、登録簿による選任の後に一般公募をするとしたときの期間がどれくらいかかるのかという事を考えてみました。そうすると大体2カ月程度必要なのではないかと想定されるので、ある程度スケジュールを組んでやらないといけないなと思っております。

資料1-4をご覧ください。登録制度の効果的な運用環境づくりです。まず、公募枠の設定についてで、公募枠の設定に関する規定で3つ挙げています。1つは公募枠の原則化です。除外項目を設けておりますが、会長からのご意見で、個人情報を取り扱うものについて、守秘義務を課すことで参加可能ではないかとありました。事務局でも考えましたがそういうことで除外項目には入れないと判断しました。次に対象とする審議会です。ここに書いてあるのは、法令や条例の範囲だけではなく要綱でも設置されているものがあるので、その広い意味での審議会という事にします。将来的にはこの広い範囲の審議会についても公募枠を広げていければと思っております。当初は法令や条例を根拠に設置されている審議会等を対象として若干狭いものとなっております。次に公募委員の割合です。これは審議会等の委員数に対して1割以上としました。なぜ1割以上にしたかという説得力のある説明はできないのですが、下限の設定という意味で設定しました。10人以下だと1人以上、11人から20人では2人以上になります。次に、公開に関する規定です。会議の公開ですが、これも除外項目として3つ入れております。公開ですので、傍聴に関する規定と考えていただいて結構です。それから会議の公開方法についてで、これは共通ルールを作るという事で、参考資料2でまちづくり基本条例審議会の傍聴についての要綱を配布しています。こういったものを役場全体で共通に作ればいいのではないかと思います。次に会議録の公開についてです。ホームページで会議録を掲載というのが基本的な考え方になりますが、非公開とした理由を付せば、非公開も可能と考えていました。次に住民が審議会に参加しやすい環境づくりです。これは3つにまとめております。審議会資料の事前送付の方法、審議会開催の日時設定の方法、社会的弱者への考慮です。一番下の※印の公募委員候補者登録制度の広報についてとあります。工夫してやりましょうという事です。

資料1-5をご覧ください。法令・条例に基づいて設置されている審議会については以前に調査しました。要綱等に基づいて設置されている委員会などもありますので、その状況を調べました。調査の条件としては、対象は現在活動中・活動予定の委員会等についての調査を行いました。町職員のみで構成されているものや調査委

員会・プロジェクトチームなどは除いて調査をしました。各課に照会したところ把握できたのは委員会数は13、総委員数は158人ということになります。その中で公募している委員会等は3つでした。割合としては23%です。上のグラフは公募委員と公募委員以外の数の割合が載っています。公募委員は約10%で、男女の割合は女性が26%です。ちなみに、先ほど話した法令・条例を根拠にして設置されている審議会等では21の審議会等に対して4つの審議会が公募枠をもっており、割合は全体の19%です。男女の割合は女性が約30%でした。この調査の統括として3つにまとめています。現時点で活動していない、今後は未定というものは入っていないので、入っていない中で公募しているものもあると思うので、今後もう少しきめ細かな調査をしないといけないと感じました。下のところの例でしばた100選制作チームやフットパスプロジェクト会議スタッフなど載せていますが、こちらはこの調査の数には入れていませんが公募しています。

参考資料1をご覧ください。こちらが検討したことを踏まえて並べてみたものです。これが今後の登録簿のベースになると思います。下の方には各項目の補足説明をしております。

参考資料2をご覧ください、先ほども出しましたが当審議会の傍聴要領です。当審議会ではこれでやっていますが他の審議会にはまた違ったものがございます。望ましい形をこういったものをベースにして共通ルールとして作っていただければと思っています。長くなりましたが説明は以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。大変な資料をご準備いただきありがとうございました。読解するだけでも大変だと思いますが、一つ一つ確認しながらわからない点や確認したい点があれば確認して、それから意見を出していきましょう。まず資料1についてです。Iの行政運営の住民参加についての質問ございますか。関係規定を集めていただいております。

ありません、の声

遠藤会長：では、2の公募委員候補者登録制度につきまして何かございますか。

ありません、の声

遠藤会長：次に登録制度の概要で、資料の1-1についてどうでしょうか。はい、佐藤委員

佐藤委員：資料1-1の企業のところは実際は難しいと思いますが、企業の選び方はどのようにするのでしょうか。

遠藤会長：いかがでしょうか。

藤原課長補佐：まだ特に決めていませんが、例えば町には工場等連絡協議会というものがありま

す。そういったところで説明しながらお願いしていく考えでした。

澤田委員 : 今何社ぐらいなんですか。

平間課長 : 30社ほどです。

遠藤会長 : 工場等というのは工場以外に銀行などの事務所などもはいつているのでしょうか。

平間課長 : はい、金融機関などもはいつています。

遠藤会長 : その他に何か質問はございませんか。

では、次に資料1-2について何かございますか。志子田委員何かありませんか。

志子田委員 : 私は、送っていただいた資料をみさせていただいてある程度納得しています。このような形でやってみればいいのかと思います。

森副会長 : 資料1-2で一般公募のところは、人数が満たなかった場合に行うとなっているのですが、もう少し重要視した方がいいのではないかと思います。例えば、まちづくり基本条例審議会が任期満了して新しく委員募集をするとなった際に、まちづくり基本条例審議会に入りたいと思っても、抽出されなかった方で名簿にあとから追加した方は名簿の最後に追加されてしまうとのことなので、積極的に入りたい人がいたら名簿の順番にかかわらず就任できるようにできたらいいなと思います。

遠藤会長 : 一般公募を地域推薦ときちんと並べて考えた方がいいのかということ、追加応募の場合、名簿の最後に名前が載るので選考が最後になってしまうのではないかとということです。その点どうでしょうか。

藤原課長補佐 : 確かに私が就任したいと思った時に公募があればピンポイントでなれるという話になるのですが、この制度では登録簿が優先で、番号が付いています。今おっしゃった方に追加応募が一番最後になります。そうなるとその方がある特定の審議会に就任したかったのに、声がかからなかったというケースも考えられます。そこはどうしたらいいのかとっておりました。

森副会長 : お知らせ版に載せて2カ月必要ということでしたけど、名簿に載っている方に声をかけるときに同時にお知らせ版に載せるという事は出来ないのでしょうか。もっとも、一般公募に応募してきた方全員がなるわけではなく、面接とかを経て就任すればいいのではないかと思います。

村山委員 : 確認してよろしいでしょうか。個別申出という制度もあったと思うのですが、それと一般公募というのだぶらないのでしょうか。副会長がおっしゃった意思がある方とい

うのが個別申出とどう違うのか分かりませんでした。

遠藤会長 : はい、米竹委員。

米竹委員 : 個別申出の方がどのように扱われるのかというところが分かりませんでした。一方の資料では他と並べて書かれているのに、一方では米印のところになるという説明でしたがその辺がよくわかりませんでした。

遠藤会長 : 他にこの件に関して何か質問やご意見はございますか。

澤田委員 : よろしいですか。抽出をして名簿を作って追加応募が一番下にきてしまうとなるのであれば、実際に審議会でこういう人がほしいという場合は上から順番に選んでいくというのと、分野に分けても考えていくので登録されている人が多い分野と少ない分野があると思います。要は捉え方の問題で、誰かが一番後ろになってしまうので仕方ないと思います。もしくは、追加応募も無作為抽出や地域等推薦と同じ期間で募集することはできないのでしょうか。

遠藤会長 : ありがとうございます。では個別申出・地域等推薦・無作為抽出に関して、登録された方々の委員への推薦の仕方についての議論がありまして、その前に個別申出と一般公募の違いについての質問がありました。まずこちらからお願いします。

藤原課長補佐 : 個別申出というのは、登録簿に載せるための申出となります。一般公募というのは名簿に載っていない方でも広くこの審議会に入りませんかという呼びかけに応えるものが一般公募となります。なので、個別申出は限定的になります。

遠藤会長 : よろしいでしょうか。個別申出・地域等推薦・無作為抽出方式ですと、その方式によって登録簿に人が載るということとなります。一般公募はあいているところに人が入ってくる瞬間的なものになります。その次に米竹委員・澤田委員から提起されたのが、個別申出・地域等推薦・無作為抽出方式で名簿に選ばれた時の公平性はどうかという事についてです。副会長の質問も今のような形でよろしいでしょうか。

森副会長 : 募集の時期についてです。一般公募・個別申出・地域等推薦・無作為抽出をすべて同じ時期にできないかという事です。

村山委員 : すみません、今お答えいただいたことで疑問があったんですが。

遠藤会長 : わかりました、では公平性の話はあとですとして、質問をどうぞ。

村山委員 : 一般公募は足りない時に応募するという事でしたが、もし委員になりたいという意思がある方を尊重するとしても、もし個別申出にその方が申し込んでいけば、足りな

くなることはないですよ。その意思のある方がもちろんは入っていてそれでも足りないから公募するという事になるのではないのでしょうか。

遠藤会長 : 確かにそれはそうですね。名簿に載っていればその人が漏れるという事はないのではないかと思いますね。

米竹委員 : 私もそう思います。足りないから一般公募するのですよね。もし私が応募する立場だったら、どうしてもその審議会に入りたくて応募しようとした時に、名簿に登録すればもっとすぐに就任できたのとなっても、それは私が知らなかったことが悪かったんだと思うので公平性の問題にはならないと思います。

遠藤会長 : 議論を整理しますと、名簿に個別申出で名前が載っていれば足りないという事はないだろう。なのに、なぜ公募するのかというのはわかりやすい疑問だと思います。そこで問題になるのは、何について足りないのかということです。個別申出した方が環境については興味はあるけど、工事については関心がなかった場合、関心を持つ人が多い分野と少ない分野が出てくるので、その場合は一般公募というのも考えられるのかなと思います。そのことも想定しつつ議論を進めなくてはいけないと思いました。いずれにしてもどのように議論しますかね。

藤原課長補佐 : 例えば、登録簿に登録されているのが100人いて、教育の分野を希望した方が10人いました。登録されていない方が途中で教育の分野に登録する場合、順番は11番目になります。その場合教育の分野の中で11番目の方に声をかけるのがいつになってしまうのかという事は考えられます。ただ、その辺は公平性を考えた時にあまり支障はないのではないかと思います。例えば、一般公募を登録簿と同列に考えて、足りない時にしかやらないというのではない方がいいのではないかと思います。ご議論はあると思いますが、逆に登録簿に載せるということの認知度を挙げて、やってみたい人はどんどん載せてもらうという事に力を入れてやっていけば、多少公平性についてはいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

遠藤会長 : はい、どうぞ澤田委員。

澤田委員 : 副会長の話は、追加で登録した場合に名簿の一番下に入るとというのが問題だということですよ。

森副会長 : そうですね、町の審議会に頼まれたらやってもいいという方が載せると思うのですが、自分で進んで申し込んでくる方と区長から頼まれたから載せてみるかという人が名簿の上にくる可能性があるということです。

澤田委員 : 区長から頼まれたら承諾したらすぐに載りますからね。

森副会長 : もし区長に早く自分に声をかけてほしいという場合は改めて言うておかななくてはならないという事ですよ。

澤田委員 : そうでなくても、個別申出で名簿にも登録はできます。先ほどの個別申出で申出た場合は名簿の末尾に入ってしまうのが問題だという事なんですよ。それは、締め切りを他の方法と同じにすればいいと思います。たまたま無作為抽出や地域等推薦で選ばれなかった場合に、自分がやりたいという場合は自分から申し出ればいいと思います。

佐藤委員 : 一緒ではおかしいと思います。原則は無作為で、選ぶというのが基本でその時に名簿に載せるかは自由意思で、積極的に載せることも可能です。先ほど米竹委員が言ってたように、登録するのを迷ってしまって登録しなかった人がいたとしても、あとで足りなかったとわかった時に改めてチャンスが来るのでいいのではないのでしょうか。あくまでもやる気と公平性は同じ土俵には乗りませんので、自らやりたいと思って名簿に載せた人と、やってもいいやと思って載せた人がいます。無作為で選んで、なおかつ足りなかった時に一般公募するというフローで、その時の意思でやりたいと立候補できるのでいいと思います。ただ、無作為抽出に重点を置くかどうかは大事なところだと思います。

澤田委員 : 一般公募はこの制度が始まればほとんどやらなくなると思います。

佐藤委員 : それは、実際にやってみないと子育てや介護で忙しいという人もいるのでわかりません。

澤田委員 : そこまでいって埋められないのであれば、もう一度この制度の見直しを考えないといけないと思います。主眼は協働のまちづくりだから、行政と住民が情報共有しながら町の発展に尽くそうというのがこの条例の基本にあるので、これでやるんだという強い意志を持ってやらないといけないと思います。

佐藤委員 : でも、冒頭で町の方が言われた通り、やってみないとわからない部分もあります。

澤田委員 : それはそうだと思います。だから、可能な限りこの制度を審議会として審議をして行かないといけません。

佐藤委員 : 後はやってみたら我々が予想のつかない事が起きるかもしれません。

澤田委員 : ただ、今この方式を見た限りでは、そんなに間違ったやり方ではなく、非常に公平なのでいいと思います。公平不公平の問題で、やる気のある人はやってもらえばいいと思います。無作為抽出にしても回答の期限はあるんですよ。

藤原課長補佐： あります。

澤田委員： その回答日までにお知らせ版でもなんでもいいので募集をして、一緒にそこで締めてしまえばいいと思います。

遠藤会長： はい、ありがとうございます。佐藤委員と澤田委員の熱弁で議論が煮詰まってきたと思います。米竹委員の疑問は、佐藤委員と澤田委員の議論で大体よかったですでしょうか。

米竹委員： はい、そのように理解してもらって結構です。

遠藤会長： 志子田委員はよろしいですか。

志子田委員： はい、私はこういう登録簿を作って足りない時は他から呼び込まないという意識であるので、一般公募はやるのが普通ではないかと思えます。

遠藤会長： 副会長の御懸念は大体これでクリアされたという事でいいでしょうか。

森副会長： はい。

遠藤会長： 随時登録をやったとしても一番最後に乗かってしまってという懸念はいいですか。

森副会長： 募集しても知らなかったというのは必ずありますよね。

遠藤会長： 村山委員のご疑問も解決されたという事でよろしいでしょうか。

村山委員： はい、ありがとうございます。

遠藤会長： 中嶋委員は横断的に議論を聞いていてなにかありませんか。

中嶋委員： 確認なんですが、委員に就任するには4つの方法があって、無作為抽出でアンケートが来た方が登録する方法と、地域の方に推薦されて登録する方法はある一定の期間が設けられていてその期間内に登録をしてもらう。それ以外に一年中いつでも登録できる方法があって、登録した方は名簿の一番下に載る方法や、なにかの審議会等で人が足りなくなった場合に行う一般公募があるという事でよろしいですよ。

藤原課長補佐： そういう事で結構です。できれば登録簿の方に登録してほしいという事で促進していきますけど、その上で足りなくなった場合に、登録簿に登録している方が手を上げられないわけではないと思います。登録簿に載っている人でも一般公募がある場合は手を挙げられるのでそのフォローは何とかできるのではないかと思います。

遠藤会長 : その際に一般公募の場合は誰もいないから公募をかけたとなりますが、登録簿に人がいるのになんで公募をかけたのかという説明はどうなるのでしょうか。

佐藤委員 : 無作為抽出で選んで色々聞いたけど埋まらなかった場合です。

遠藤会長 : 登録簿で探したけど埋まらなかったというプロセスが入っていたのですね。あと、もう1つですが随時登録された方が登録簿の末尾に追加されるという事ですが、登録の順番は末尾ですが委員の選任についてはどのような順番になるのでしょうか。

澤田委員 : 登録簿の中に色々な事が書いてあって、末尾の人が必ずしも最後だという事は私はないと思います。末尾に登録していれば登録している中から選ぶわけですから、例えば登録簿に10人いて5人の委員がほしい時に、名簿の前の6人が駄目だった場合に、最後に入ってきた方が5人の中の一人が入る場合もあります。

藤原課長補佐 : こちらで案として考えていたのは、登録簿の順番で声をかけていくということです。希望分野に丸が付いているものを抜粋して名簿の順番に声をかけるということです。だから追加で個別申出で追加される時には最後になってしまうのは仕方ないことなのかと思います。それをフォローする意味で無作為抽出と地域等推薦で集まってきたものはシャッフルで順番を決めるのでそれは仕方ないと思います。

遠藤会長 : 名簿に登録する順番はそのようにして、選任の際は名簿順という事ですね。シャッフルで順番を決めるというのがよくわからなかったのですが、登録の際にもう一度やるということでしょうか。

藤原課長補佐 : 例えば、無作為抽出100名が来ました。郵送の関係もあるので時間がずれてくると思います。地域等推薦で区長さんが持ってくるタイミングも色々ですが50名きて、150名になりました。その150名を来た順に並べるのではなくて、くじ引きのような形でランダムに並べてしまい、作為はいれないという形です。

遠藤会長 : 質問ですが、無作為抽出と地域推薦が時間差で出てきた際にどのようにするのかということについてお答えください。

藤原課長補佐 : 無作為抽出方式と地域推薦方式は期限を同じにしてやるので、時間差ができるということはありません。

遠藤会長 : この辺はクリアになったという事でいいですね。ただ、個別申出は随時登録のものなので、無作為抽出や地域等推薦より先に申出が来た場合も末尾に追加されるのかという質問も出てくると思います。

澤田委員 : 考えてみるとあまりこれは問題ではないと思います。

遠藤会長 : 運用の問題で確認して意思統一だけはしておくということです。

澤田委員 : 今の藤原さんの話を聞くと、そういう事ではなく決めていくみたいだから、後から来た人をどうするかということをごここで話すのではなくもっとそうではない議論の方が大事ではないかなと思います。

遠藤会長 : では議論を整理させていただきますと、無作為抽出と地域推薦は登録簿に載せるときにはシャッフルして一緒に登録簿に載せます。個別申出については申出があった時点での末尾に載せるようになります。無作為抽出や地域推薦がない場合は名簿の一番初めに載るという事になります。登録簿から委員を選任するのは登録簿に載っている順番で、希望分野ごとに登録簿に載っている順に声をかけて就任していくという事です。そういうことでよろしいですね。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、みなさんここまでプロセスは明確になりましたね。中嶋委員の明解な質問ありがとうございました。

佐藤委員 : 1-3について質問です。同じ事ですが2点あります。町内にある企業に対して推薦をする場合、住所が町内にある人でしょうか、通勤していればいいのでしょうか。仙台大学に依頼するのは学生のみでしょうか。

藤原課長補佐 : 通勤している人ということで考えていました。仙台大学に関しては基本的に学生で考えていました。

佐藤委員 : 仙台大学の学生であればいい、町内の企業に勤めていればいいという事ですね。わかりました。そこを明確にしておかないかと思っていました。

遠藤会長 : 東京でも図書館を利用する場合勤務地が東京であれば貸し出しができるということと同じ事ですね。そのほうが公平性があると思います。

藤原課長補佐 : ひとつ補足してよろしいでしょうか。柴田町にかかわっている人全員が柴田町を良くしようとする活動に参加可能ということです。少しでも柴田町に関わっているのだから力を貸してほしいということです。

中嶋委員 : 抽出方法で、通勤通学している方は町の方では把握しているのでしょうか。住民基本台帳ではわからないと思うのですが。

藤原課長補佐： 抽出となればおっしゃる通りで、住所が登録されていなければ抽出されません。  
なので、住所を残したまま町外に出ている人も抽出されてしまう可能性があります。  
ただ、機械的にやるには住民基本台帳を利用するしかないと思います。

中嶋委員： では、通勤通学している方は抽出されない方が多いという事ですね。

志子田委員： そういう場合は地域等推薦になるんですね。

中嶋委員： もうひとつです。地域等推薦の企業推薦なんですが、おそらく何も言わないでお願いすると役職のある方とかが来るかもしれないので、一言添えてお願いしないといけないと思います。

志子田委員： 企業はある程度取りまとめている総務とかが人材を送ってくれると思うので、あまり役職の高い人とかは来ないと思います。

澤田委員： 企業のメンツもあるので、偉い人が来るんじゃないですか。でも本当はそういう人じゃない方がいいと思います。住民目線でものを見れる人が来てくれた方がいいと思います。

志子田委員： 依頼する時に主旨をしっかりと伝えればあまり気にすることではないと思います。

佐藤委員： 企業の中で無作為に選んでくださいとでも言わないと、給料出して働かせている従業員は普通は出さないですよ。

志子田委員： なので、庶務担当とかが選ばれてくると思います。

佐藤委員： そうなると総務課長とかが選ばれるようになるんじゃないでしょうか。

澤田委員： 私は昭和電線に努めてましたが、40代の頃PTA会長をしていましたが、離席票を書いて出せば、会議に出させていただきました。

志子田委員： たいがいの企業はそうになっていますね。公的な会議に出る場合は大小問わずそうになっています。

佐藤委員： 裁判員制度はそうですが、町の制度ですからどうでしょうか。

澤田委員： 私は学校の会議でそうやっていました。

志子田委員： 私はこの審議会に出る時も、会社の人事に届け出をして休みをもらってきています。町の公的な会議なので、会社のイメージもあるので許可をいただいています。企

業のイメージを大事に考えると大小問わずそうってくれるのでないでしょうか。

佐藤委員 : そうなるといいですね。

遠藤会長 : では中嶋委員の提起した問題は澤田委員が言ったように住民目線の方を出していただきたいという事ですね。この審議会の皆様も同じような考えという事でいいですね。

(はい、の声)

遠藤会長 : ではそういう内容を工夫した依頼方法をしていただければと思います。

澤田委員 : 大体の企業は地域貢献活動として月に2回ほど外に出て地域の清掃活動を行うなどしています。地域に貢献していかないと企業と住民の関わりが出ていますので、こういうのが通例になっていると思います。

村山委員 : インセンティブの話をしていましたが、これについて意見があります。私はこのインセンティブの考え方についてです。学生は何か単にをもらえるなどのインセンティブを持ってボランティア活動をしている人もいれば、ただ単にボランティアがしたいからしている人もいます。外から見てインセンティブのために活動していると思われるのは良くないと思います。

志子田委員 : それは私も同感です。震災ボランティアでも単位をもらえるからということである人は一生懸命やりません。

村山委員 : そういうことも含めて、インセンティブがあるからという目線で見られないようなやり方を考えていただきたいと思います。

遠藤会長 : 参加する方が自ら参加することに意味があるという事ですね。貴重な意見なので尊重していただきたいと思います。次に1-4についてなにかありますか。

(ありません、の声)

遠藤会長 : 私から一点だけです。会議の公開方法に会議録を公開すること、について個人名や利害関係を含むものはすべて公開しないのかということもあるので、公開はできるだけ広くということで表記の方法を考えていただきたいと思います。資料1-5について何かありますか。

(ありません、の声)

遠藤会長 : 参考資料1の様式についてなにかありますか。

佐藤委員 : 託児と書いてありますが、特に対応とかはできないんですよね。

藤原課長補佐 : 社会福祉協議会で昼間は対応できるとのことでしたが、これをやるとしたらもう少し整備していかないといけないと思います。

志子田委員 : 色々な集まりで託児があると生きやすいというような声がありますね。これからは、若い人たちや忙しい人たちを取りこむ場合は必要だと思います。

澤田委員 : 学校とかでは、地域の奥さん、おばあさんたちが学校の図書館にきてそういう事をやっているところもありますね。

遠藤会長 : ではこの項目を残しておくという事に関してはどうですか。

(はい、の声)

遠藤会長 : 体育学会では若い研究者が赤ん坊を抱いたり、背負ってきます。子どもたちが騒いでいますが誰も気にせず研究発表を行っています。それもひとつの文化かと思います。行政運営の住民参加についての町からの提案について、これで良いかということについて最後に確認します。これでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : ありがとうございます。では公開審議会について参考資料2の説明をお願いします。

藤原課長補佐 : 勝手にこちらで案を作らせていただきました。出張！まちづくり基本条例審議会ということで、「おもしろい」が増える地域づくりということで色々考えました。一つは会長から公開審議会とかいいのではないかという話がありました、もう一つは地域コミュニティが恐らく次の審議会のテーマという事になるのではないかと思います。地域づくりというのは色々問題を抱えていて、それを少しでも変えるキーワードとして「おもしろい」というのはどうかと思いました。

(参考資料2を読み上げ)

遠藤会長 : 何かご質問はございますか。はい、中嶋委員。

中嶋委員 : 企画としてはおもしろいと思いますが、これを基本条例審議会が主催として行うのは、基本条例の話も出ていないのでどうなのかなと思いました。もうひとつが、会長からの提案で私がいいなと思ったのは、普段の審議会を見てもらってどのような話をしているのかを知ってもらおうというところでした。この案だと普通のシンポジウムの

ような形になってしまうので、私が思っていたのと違うものになってしまったと思いました。

遠藤会長 : 他に何かありませんか。

佐藤委員 : 柴田町の一つの特徴は仙台大学があるということです。文部科学省では、大学と地域コミュニティとのかかわりについていろいろと考えています。そういう中で教育の場なのだから学生にとってもなにかプラスになるものではなくてはならなくて、学生が地域の人とかかわる事で、価値観などを学んでいって成長していくということがありまして、先ほどあったインセンティブではなくて、学生が地域の事を考えることでいろいろとプラスになるのだというものが載っていました。利用という言い方はおかしいですが、大学と地域の関わりという事で何かできればいいなと思っていました。

遠藤会長 : 他に何かありますか。

澤田委員 : やり方だと思います。先ほど中嶋委員が審議会とは関係ないとおっしゃっていましたが、話題提供の中の一つを基本条例に関わることを入れるなどして、パネルディスカッションのときに審議会のやり方とか、具体的な話などを出してみるなど、中身の持って行き方で色々と工夫ができると思います。

村山委員 : 藤原さんの創意工夫で私たちが参加しやすいようなものを考えていただいたんだということを感じました。中嶋さんの意見を聞いて、本気で取り組んでいるんだということ伝えるには、ありのまま自然体のものをみせるのが一番だと思います。

遠藤会長 : では、今出ましたご意見などを踏まえまして私と事務局で面白い審議会を見てもらうという事と、おもしろいことが議論の延長線上で大学や学生を巻き込んでいくということも考えながら進めていきたいと思います。

## 5. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後6時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員